### 寄稿1

# 税関における知的財産侵害物品の水際取締り

# ー特許庁等との連携に着目して一

特許庁 総務部 国際協力課 海外戦略第二係長 大場 麻子

#### 抄録

税関による知的財産侵害物品<sup>1)</sup>の水際取締りは、特許庁との連携をはじめとする、様々な支援の枠組みに支えられているものです。そこで、私からの寄稿においては、税関の水際取締制度をサポートする法制度や取組みについて説明させて頂くこととします。特許庁から頂いているご支援・ご協力が、税関における水際取締りに、どのように寄与しているのか、紹介させて頂きますとともに、小職による寄稿が、より多くの特許庁の方々におかれまして、水際制度を理解頂くための一助となりますと幸いに存じます。なお、意見にわたる部分は小職の個人的見解であり、必ずしも小職の所属する組織の見解ではございません。

平成28年7月から、東京税関より特許庁に出向し、 総務部国際協力課海外戦略班でお仕事をさせて頂い ている大場麻子と申します。

この度、光栄なことに、歴史ある特技懇への寄稿の依頼を頂戴いたしました。税関から初の出向者の身分として、どのような内容を皆様にお伝えしたいか悩んだところでございますが、私自身がこの度、特許庁に出向させて頂いていることからも明らかでありますように、日本における税関の知的財産侵害物品に対する水際取締りは、税関による取締りのみによって成し遂げられているものではなく、特許庁等との連携や税関に対するご支援・ご協力の下に成り立っているものであります。

したがいまして、この度の寄稿は、「税関の知的 財産水際取締りを支える様々な枠組み」に焦点を当 てご説明させて頂こうと思います。

#### I はじめに

#### 【水際の番人「税関」─「線」による取締り】

税関は、水際取締りをつかさどる [国境の番人]

ですが、「取締り」と言えば、警察官がメインプレーヤーです。なぜ、税関による水際取締りが必要なのでしょうか。

警察官による取締りは、国内の知的財産侵害物品を生産している工場や販売店を一つ一つ探し出し、そして、潰していく「点」による取締りと言えます。 重点的で強力ですが、「面」を「点」で潰していくことは困難です。

一方、税関による取締りは、「線」による取締りと言えます。海上コンテナによって輸入される一万個の知的財産侵害物品も、水際という「線」において取締りを行う税関にあっては、たった一回の税関検査により「一網打尽」にできます。「水際取締りは効果的であること」、このことこそが、税関による取締りが必要であり有用であるゆえんであります。

#### 【差止実績概況】

財務省関税局においては、毎年、全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況を報道発表しておりますが、今年も3月3日、平成28年分の差止実績を公表したところですので、その概況をご紹介させ

<sup>1)「</sup>知的財産侵害物品」とは、特許権等知的財産権侵害物品と周知表示混同惹起物品等の不正競争行為組成物品の総称として税関で用いている用語。

ていただきます。

公表によると、平成28年1年間の差止件数は、 約2万6千件(前年比約10%減)であり、知的財産 の権利別に輸入差止実績を見てみると、平成28年 は、例年と比べて大きな特徴がありましたが、それ は、特許権に係る差止実績が大幅に増えたというこ とです。例年、差止件数別、点数別、ともに、商標 権の差止点数が9割を占めておりましたが、平成 28年においては、プリンタ用インクカートリッジ などの特許権侵害物品の差止めが大幅に増加したた め、点数別差止実績における約3割を特許権が占め ることとなりました。

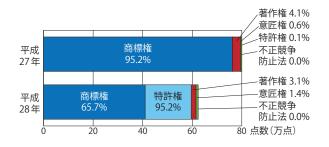
また、品目別に輸入差止実績を見てみますと、深 刻な健康被害をもたらす恐れのある「偽造医薬品」 や品質が保障されていないため事故を起こしかねな い「偽造自動車付属品」が上位に並んでいるように、



## 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

(出所:財務省報道発表資料)

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が 含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。「輸入差止点数」 は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。例えば、 1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含 まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。



知的財産別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース) (出所:財務省報道発表資料)

「偽物」による脅威は、多種多様な物品に及んでおり、 さらには、消費者が安易にそれらを購入できてしま う、また、知らず知らずのうちに購入してしまう可 能性があるという由々しき現状を表していると言え ます。

#### 【税関が水際措置を行う3つの目的】

税関では、①国民の安全安心の確保、②適正かつ 公平な関税等の徴収、③貿易の円滑化を3つの使命 として掲げていますが、このうち①の国民の安全安 心の確保の一つとして知的財産侵害物品の水際取締 りを強化しております。このように税関が取り組む のは、大きく次の3つの目的があるためです。

第一に、ご説明申し上げた、健康や安全を脅かす 物品の水際阻止です。近年、知的財産侵害物品の流 通や販売方法の巧妙化が指摘されておりますよう に、消費者が知らず知らずのうちに偽物を購入して しまうケースもあるものと思われます。偽造医薬品 やブレーキ用品などの偽造自動車付属品のほかにも、 爆発の危険性がある偽造バッテリーや、強度に問題 があるため赤ちゃんが落下する恐れのある偽抱っこ 紐など、健康や安全を脅かす品目は様々ですが、税 関が水際で差し止めることで、消費者に危害が生じ るのを未然に防止することが可能となります。

第二に、組織犯罪への加担阻止です。テロリスト や暴力団が、知的財産侵害物品の流通や販売により 資金を獲得していたという国内外の報道は多数ご ざいます。テロの脅威が高まる昨今、犯罪組織の資 金源となりうる知的財産侵害物品の流通を水際で 阻止する税関による取締りの強化が必要とされて おります。

第三には、当然のことながら、権利者の正当な利 益や国益を保護し、日本経済の発展に貢献すること であります。当該目的に資するよう、税関において は、保護対象の知的財産を拡大(直近では、平成28 年6月に、営業秘密侵害品を関税法上の輸出入して はならない貨物に追加しました。) するなど、不断 の制度改善に取り組んでいます。

#### 【啓発活動】

税関においては、上記3つの目的の下、知的財産 侵害物品の取締りを強化しておりますが、同時に、 「そもそも、偽物を買わない」という消費者意識醸 成のため、様々な啓発活動も行っております。

関税局における差止実績の報道発表に際しては、 税関が差し止めた知的財産侵害物品の実物を展示す るとともに、報道発表と同日、没収した侵害品が実 際に破砕される現場を報道陣に公開しています。こ れは、税関にて知的財産侵害物品が発見された場合、 不正商品の輸入は決して許されず、購入した商品が、 無残にも跡形もなくなってしまう、というメッセー ジの発信でもあります。

また、羽田空港などにおいては、「ニセモノ上陸 阻止キャンペーン |と銘打ち、旅行客の方々に対して、 「旅行先にて、知的財産侵害物品を絶対に買わない で と訴える活動も行っております。

先ほど、平成28年の知的財産侵害物品の差止件 数が昨年と比べ減少したということについて言及い



羽田空港における「ニセモノ上陸阻止キャンペーン」。税関イメー ジキャラクターのカスタム君(麻薬探知犬がモデルです。) は子ど もたちに大人気! 右側筆者。



財務省関税局による最新の啓発ポスター。国民に広く偽物撲滅を 訴えています。(財務省提供)

たしましたが、その理由として、税関によるこのよ うな活動や特許庁における「模倣品・海賊版撲滅キャ ンペーン」等、政府による消費者啓発活動が国民に 根付いてきていることも一因なのではないかと、私 自身、希望も込めて思っている次第でありますが、 より一層、国民意識を高めるため、引き続き啓発活 動を実施していくことが重要と存じます。

#### 【「輸入禁制品」としての知的財産侵害物品】

知的財産侵害物品は、「コピー商品」など軽いイ メージの言葉で呼ばれることも多々ありますが、我 が国における知的財産侵害物品の法的な性質につい て考えてみますと、知的財産を侵害する物品は、薬 物や拳銃などと同じ関税法上の「輸入してはならな い貨物 | であり、知的財産侵害物品であると認定さ れた場合には、司法の判断なくして、日本国憲法に より保障されている国民の財産権を「税関が行政判 断で没収できる物品 であります。

このような、知的財産侵害物品の輸入を厳しく取 り締まるという日本の姿勢は、我が国の歴史に伴う もので、明治時代から、すでに、特許権、意匠権、 商標権及び著作権侵害物品が「輸入禁制品」(現行関 税法では「輸入してはならない貨物」と表現されて いる)とされておりました。

権利者の方々におかれましては、知的財産侵害物 品の小口分散化が進む昨今、全国津々浦々の税関で 自身の権利を侵害する物品が発見される度に、裁判 所に没収を求め出訴する必要があるとなりますと気 が遠くなる思いですが、日本では、知的財産侵害物 品は、輸入してはならない貨物として、税関が没収・ 廃棄しますので、模倣品対策にかける費用や時間を 大幅に削減することが可能であるといえます。

知的財産侵害物品の水際取締りの真価は、税関に よる迅速で即物的な行政没収であると言えますが、 知的財産侵害物品を繰り返し輸入しようとするなど の悪質な事案の場合には、税関は、当該事案を犯則 事件として調査、十年以下の懲役若しくは1千万円 以下の罰金(併科もあり)が科され得る関税法違反嫌 疑事件として検察官に対して告発しますが、このよ うな密輸犯に対する犯則調査も強化しております。

平成28年は、知的財産侵害物品の密輸入に係る 関税法違反嫌疑事件7件を告発しました。情状が懲 役刑相当でないケースについては、罰金相当額を税 関長に対して納付させ、履行されない場合には告発 する通告処分を行う権限もあり、昨年1年間、知的 財産侵害事案について、27件の通告処分が命じら れました。

税関は逮捕権限を有しないものの、税関における 犯則調査は、皆様が刑事ドラマでご覧になる、張り 込み、追尾、捜索、取り調べを実際に行うものであ ります。刑事ドラマで描かれているようなスリリン グな仕事であることは間違いありませんが、実は、 車中泊もあり、雪の降る中の張り込みもあり、とい う泥臭い仕事でもあります。小職は、5年間、商標 権侵害物品の密輸入事件を含め、密輸事件の調査に 携わっておりました。リアルな現場のお話は、別の 場で、ご共有させていただけますと幸いです。

#### Ⅱ 知的財産侵害物品の水際取締制度

冒頭で申し上げましたように、日本税関における 知的財産水際取締制度は、特許庁等からの様々な支 援の枠組みにより支えられているものであり、第3 章にて、当該支援の枠組みの内容をご説明させて頂 きますが、第2章では、「なぜ、そのような支援が 日本税関の知的財産水際取締りに必要なのか」とい う観点から、水際取締制度の概要をご説明したいと 思います。

その答えは、知的財産水際取締りの精神である TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関す る協定)と日本の制度を比較することにより明らか になる、日本税関の水際取締制度の「ある特徴」に ございます。

#### 【TRIPS協定における水際取締制度】

知的財産のエンフォースメントについてはじめて 盛り込まれたのがTRIPS協定でありますが、その うち、第3部第4節が水際措置に関する規定であり、 WTO加盟国が順守すべき最低基準が定められてお ります。

TRIPS協定において、知的財産水際取締りは、 ①「権利者から提出される輸入差止申立ての受理」、 ②「侵害疑義貨物の停止」、③「疑義貨物が知的財産 を侵害するか否かの認定」という3つのアクション で構成され、さらに、それらを誰が行うのかが示さ れております。

まず、①「輸入差止申立ての受理」は、「権限のあ る当局 | が行うこととなっております。そのため、 各加盟国は、自国の権限分配状況などを考慮しつつ、 いずれかの権限のある当局を申立受理官庁として選 択することになります。

次に、② 「疑義貨物の停止」ですが、これは、当 然のことながら、税関の本業ですので、税関が行う こととなっております。

最後の、③「疑義貨物が侵害するか否かの認定」 について、TRIPS協定は、誰が侵害の認定するの か示しておりませんので、各加盟国は、各国におけ る最もふさわしい当局を選択することになります。

ここで、このような仕組みを税関当局から捉えな おしてみると、TRIPS協定が税関に対して求めて いる役割は、「疑義貨物を留めておくことのみ」で あり、税関が、貨物を留めておく役割以上の権限を 有するか否かは、各加盟国の判断にゆだねられてお りますところ、各国の権限比較は下記の表のとおり となります。

#### 各国制度比較

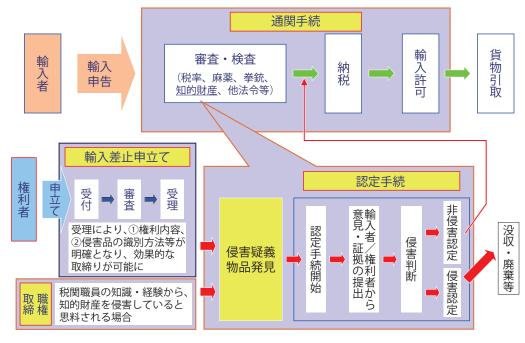
	TRIPS 協定	日本	中国	米国	EU
申立ての 提出先	権限あ る当局	税関	税関	ITC 税関	税関
疑義貨物の 停止	税関	税関	税関	税関	税関
侵害認定 (本案の決定)	_	税関	裁判所 税関	ITC 税関	裁判所 など

(財務省提供)

表が示しているように、日本では、税関が、3つ のアクションすべてを単独で行うとなっているた め、「日本税関は、知的財産水際取締りについて、 とりわけ強い権限を有している |ことになりますが、 この点が、まさに、日本税関の知的財産水際取締制 度の重要な特徴であります。

#### 【水際制度―認定手続】(関税法第69条の12)

TRIPS協定上の①「輸入差止申立ての受理」及び ③「疑義貨物が侵害するか否かの認定」は、日本に おいては、それぞれ「輸入差止申立制度」及び「認 定手続」という制度により実現されておりますが、 これら制度について、貨物の輸入手続きのフローに 従って説明させていただきます。



一般的な輸入手続及び認定手続について(財務省提供資料)

(注) 文中及び図は「輸入」のみを言及しておりますが、「輸出」についても同様に「輸出差止申立制度」及び「認定手続」が導入されています。

税関に輸入申告がなされると、薬物・拳銃などの輸入してはならない貨物が隠匿されていないか、税率は適切であるか、など、輸入貨物に問題がないか審査及び検査がなされますが、問題がなければ、必要に応じて納税がなされた後、輸入が許可され、輸入者は貨物を引き取ることができます。

しかし、税関検査において、知的財産侵害疑義物品が発見された場合には、TRIPS協定の3つ目のアクション「疑義貨物が侵害するか否かの認定」に相当する「認定手続」を開始します。

認定手続は、権利者及び輸入者の意見及び証拠に 基づき、疑義貨物が権利者の知的財産を侵害するか 否かを、「税関が」判断する手続です。

疑義貨物を発見した後、税関は、権利者及び輸入 者双方に対して、認定手続を開始した旨を書面によ り通知、権利者及び輸入者においては、意見や証拠 を税関に対して書面にて提出することができます。

税関は、双方の意見や証拠を基に、疑義貨物が知的財産を侵害するか否か判断しますが、侵害であると認定される場合には、貨物を没収し、廃棄することとなります。

また、輸入者は、廃棄、滅却、任意放棄といった 自発的処理をすることも可能です。

#### 【水際制度―輸入差止申立て】(関税法第69条の13)

税関にとりましては、薬物・拳銃の上陸阻止やそ

の他未申告物品の発見など、検査における着眼点は様々ある上、輸入申告される貨物量は膨大です。あまたある貨物の中から、知的財産侵害物品を発見することは容易なことではありません。そこで、税関がより効果的に知的財産侵害物品を発見することを可能とするのが、TRIPS協定1つ目のアクション「輸入差止申立ての受理」です。

権利者は、あらかじめ、自己の権利の内容、侵害 事実の疎明等の情報を税関に対して提出することが できます。税関は、申立て内容に問題がないか審査 を行い、「税関が」申立てを受理すべきか否かを判 断します。

受理された申立てに係る情報は、全国9つの税関で 共有され、日本全国において水際措置が執られます。

輸入差止申立ての受理要件として、権利者は、「申立人が権利者であること」、「権利の内容に根拠があること」、「侵害の事実があること」等を疎明する必要があります。一方、取締りの実務上、権利者が提出する情報の中で、重要となるのが、真正品及び侵害品の特徴が一覧となった「識別ポイント」と呼ばれるリストです。当該識別ポイントの提出は、申立ての受理要件とはなっておりませんが、実質、侵害品の特徴が税関に提出されなければ、税関においては、何物を発見すべきかわからないため、取締りの運用面において、最も重要な情報となっております。

事前に権利者から、侵害品の特徴に関する情報を

入手、税関内において共有することで、効果的な知 的財産侵害物品の水際取締りが可能となっておりま すが、一方、権利者からの申立内容に基づかない場 合であっても、税関が独自に、侵害と思料する貨物 を発見する際には、職権による取締りも行われます。

ここまで、TRIPS協定における税関の役割や諸 外国との比較を通じ、日本では、「輸入差止申立て を受理するか否かの決定 |、「疑義貨物が侵害するか 否かの認定」、これらの決定を税関が行うため、税 関に強い権限が与えられているという点をお話しさ せていただきました。

しかしながら、日本における知的財産侵害物品の 水際取締りというものは、税関という一つの当局が 強力な権限を有することのみによって成し得ている わけではございません。実質上、税関による水際取 締りをサポートする様々な制度や取組みの上に成り 立っているものであります。したがいまして、第3 章では、税関の水際取締りを支えてくれている各種 枠組みをご説明させて頂きたいと思います。

#### Ⅲ 知的財産水際取締りを支える枠組み

【認定手続における特許庁長官等への意見照会制度 等】(関税法第69条の17~第69条の19)

特許権、実用新案権、意匠権に関する侵害疑義貨

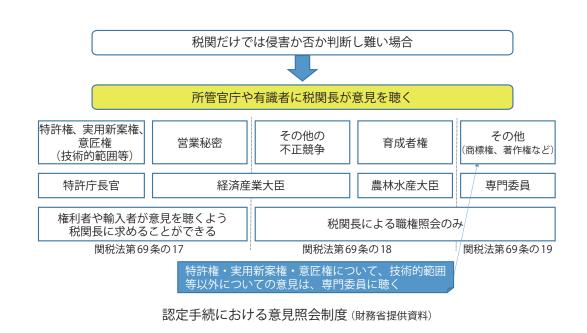
物の認定手続において、当該物品が、技術的範囲に 属するか否かや類似意匠の範囲に含まれるか否かに 疑義が生じる場合、特許庁長官に意見を求めること ができる制度です。当該制度は、権利者及び輸入者 の求めにより税関長が特許庁長官に対して照会する ことができるだけでなく、税関が必要と認める際に は、権利者及び輸入者の求めがなくても照会するこ とが可能です。特許庁は、税関からの照会があった 場合、30日以内に書面で回答することとなってい ます。なお、特許庁に照会する際、税関では、権利 者等から提出された資料をそのまま流すのではな く、侵害物品の具体的態様を特定した上で照会する こととしています (関税法施行令第62条の28)。

この所管官庁に対する意見照会制度は、その他の 知的財産についても導入されており、不正競争防止 法に関する認定手続については、経済産業大臣意見 照会制度、育成者権の場合には、農林水産大臣意見 照会制度が設けられております2)。

このほか、詳細は後述いたしますが、学者等から なる専門委員に意見を照会する制度もあります。

税関は、各知的財産を所管しているわけではない ため、疑義貨物に関する技術的内容について、判断 することが困難なケースが生じえます。

しかし、そのような場合であっても、当該特許庁 長官等意見照会制度があることにより、税関としま しては、各知的財産に係る行政庁の判断を仰ぐこと



<sup>2)</sup> 営業秘密に係る経済産業大臣意見照会は、権利者、輸入者の求めに応じて税関長が照会可能であるほか、税関による職権照会が可能。 営業秘密以外の不正競争に係る経済産業大臣意見照会及び農林水産大臣意見照会は、税関による職権照会のみ可能。

が可能となります。

日本税関は、疑義貨物について侵害するか否か認 定する権限を有するわけですが、侵害品であると認 定する場合には、輸入者の財産である貨物を行政没 収するという強力な権限をも有するため、侵害認定 の判断は、非常に慎重に行わなければならないとこ ろ、このような所管官庁に対する意見照会制度の枠 組みが設けられていることは、税関にとりまして、 より適正な水際取締りを実現するための心強い制度 となっています。

さらに、所管官庁からの回答を基に、税関が侵害 か否かを判断することが可能となり、より専門的で妥 当な決定がなされるため、より多くの権利者や輸入者 をその決定に納得させられるものと考えられます。

### 【申立ての際の専門委員意見照会制度】(関税法第69 条の14)

上記、特許庁長官等意見照会制度は、疑義貨物が 発見された後の「認定手続」の中で照会することが できる制度ですが、日本においては、税関が、輸入 差止申立てを受理するか否かについても決定するこ ととなっているところ、やはり、申立てを受理する か否かを決定する場面においても、専門的・技術的 知識が求められる特許権や意匠権をはじめとして、 権利者が提出した申立てを受理するか否か、税関単 独で判断しかねるケースが多数ございます。当該場 面において、税関の判断をサポートするための制度 が、専門委員意見照会制度になります。

あらかじめ選出されている知的財産の専門家であ る弁護士、弁理士、学者から構成される候補者(平 成29年3月時点では、総勢45名)の中から、事案ご とに3名を選出します。専門委員の面前にて、権利 者及び想定される輸入者双方の意見を戦わせる意見 聴取の場を設け、その後、専門委員は税関に対して 意見を提出します。税関においては、専門委員3名 の多数派意見を尊重することで、税関の決定とし、 輸入差止申立てを受理すべきか否か判断しています。

このような制度のほか、知財に係る専門的判断に あたっては、顧問弁護士にも相談しながら適正を期 しています。

#### 【調査関係事項照会に対する協力】

税関による知的財産侵害物品の水際取締りを支え

ている法的枠組みとして最後にご説明いたしますの が、特許庁による税関からの「調査関係事項照会 | に対する「回答」です。

年間およそ2万6千件の知的財産侵害物品が税関 により差し止められ、即物的に行政没収される一方、 事案が悪質なケースについては、密輸犯に懲役や罰 金を科すべく、関税法違反嫌疑事件として犯則調査 を行います。

この犯則調査の過程において、税関は、「疑義物 品が登録商標の類似の範囲に属するか否か」等につ いて、特許庁に対して照会させていただいておりま すが、産業財産権所管官庁の特許庁から得た回答は、 犯則事件を検察官に告発するための、重要な証拠と なっています。

照会に対して回答するか否かは任意であるとこ ろ、特許庁におかれましては、全照会に対して迅速 に対応していただいておりますため、税関が「円滑・ 適正 | に知的財産侵害物品の犯則調査を遂行するこ とが可能となっています。私自身、コピー商品の密 輸捜査に携わっていたとき、特許庁に対して照会さ せていただいている実体験もございまして、特許庁 の税関・警察に対するご協力について、大変有り難 いと感じている次第です。

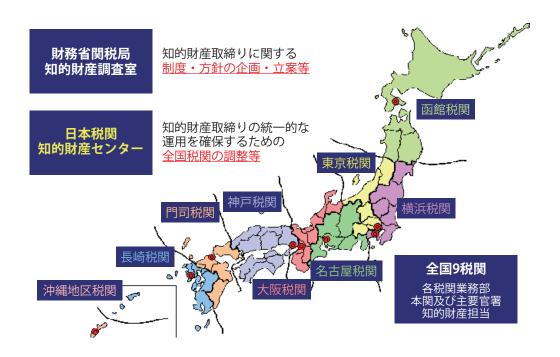
#### 【取締体制と職員構成】

税関の取締りを支える法制度上の枠組みについて ご説明いたしましたが、次は、効果的な取締りを可 能とするための税関内の取組みとして、知的財産に 係る取締りの体制と従事する職員の構成についてご 紹介させていただきます。

税関における知的財産に係る業務とその担当は、 大きく3つに分けることができます。政策立案など を担当する「関税局の知的財産調査室」、全国およ そ190の支署や出張所等を有し、輸入差止申立ての 受理や認定手続など日々のオペレーションを担当す る「全国9つの税関」、そして関税局と9つの税関の 橋渡し役的な役割を担う「知的財産センター」です。

東京税関に設置されている当該知的財産センター の存在が、効果的な水際取締りの実現に重要な役割 を果たしています。

例えば、各税関において、輸入差止申立ての受理 不受理の判断や発見した貨物について認定手続を開 始すべきか否か等、疑義が生じた際、各税関は、知



日本税関の知的財産侵害物品取締体制(財務省提供資料)

的財産センターに問い合わせ、判断を仰ぎます。セ ンターは、事案によって、関税局に対しても報告・ 協議の上、各税関に対して回答しますが、必要に応 じて、当該内容を全国に共有することで、全国で統 一されたオペレーションを可能としています。

さらに、9つの税関においては、疑義が生じた場 合はセンターに判断を仰ぐことで、オペレーション へ注力することも可能となります。

全国からの問い合わせについて、専門的な立場か ら回答する知的財産センターの職員は、知的財産に 関する専門的知識が求められますが、職員は、研修 や勉強会を通じて自己研鑽に励むとともに、知的財 産センターには、2名の弁理士が税関職員として配 置されているため、専門的な内容についても、常時、 有識者からの意見を求めることが可能となっており ます。

また、現在では、特許庁から意匠及び商標審査官 が出向して下さっており、日々の業務において、税 関の知的財産取締業務に非常に貢献頂いておりま す。審査官の皆様が有する高度な知的財産に関する 知識やご経験は、税関にとって大変貴重なものであ り、業務や勉強会を通じて、税関職員に対し知見を 与えて下さっており、税関として、大変有難い、そ して、頼もしい存在となっています。

#### 【特許庁による知財研修等】

税関が知的財産の水際取締りについて強い権限を 有することからも、税関職員における知的財産に関 する専門的な知識の習得が重要となっている中、特 許庁におかれましては、年3回、税関職員向けに知 的財産に係る研修を実施して下さっており、税関に とりましては、産業財産権について深く勉強させて 頂ける大変貴重な機会となっております。

私が特許庁に出向する前、知的財産センターに所 属していた際、特許庁職員の方々に実施して頂いた 各研修において、産業財産権の概要や審査の実務等、 非常に丁寧にお教え頂き感謝していた次第ですが、 この度、私自身が、税関職員向け研修の調整担当で もある国際協力課海外戦略班のポストを賜ったた め、昨年7月から、研修をご担当下さる特許庁職員 の皆様とやりとりをさせて頂いているところです が、ご自身のお仕事が忙しいにもかかわらず、研修 準備や講師をして下さり、税関職員の育成にご協力 下さっていることを、身をもって感じているところ でありまして、特許庁による税関への支援・協力に、 痛み入る思いを感じております。

2月には、各税関において知的財産業務に携わる 8名の税関職員に対して、「平成28年度税関職員の 特許庁OJT研修」が実施されました。毎年、実施し

て頂いている研修ですが、今年度も、4日間にわた り、特許庁において、特許庁の概要、特許・意匠・ 商標審査の概要、審判の概要、マドプロ出願の概要、 中小企業支援の概要、登録の実務、警察照会の概要、 特許庁における模倣品対策、模倣品対策室の事業と いう充実した幅広い内容について講義をして頂くと ともに、商標デモ審査を実施して頂きました。各研 修生からは、各講義とも、非常に勉強になる内容で あり、また、大変わかりやすく説明してくれ有り難 い、今後とも是非実施して頂きたい、とのことであ りました。

この場をお借りしまして、税関職員に対する講義を 担当してくださっている職員の方々、研修実施に際し 調整を行って下さる職員の皆様方にお礼申し上げま すとともに、今後とも税関職員の育成についてご協力 くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、税関側が特許庁の若手職員の方々向けに実 施している研修としまして、OJT研修がございます。 特許庁の方々に水際取締りを知っていただける機会



平成28年度の特許庁OJT研修。写真は、普及支援課古田産業財産 権専門官による中小企業支援事業の概要に関するご講義。



在津センター長はじめ、知財センターメンバーと。前列左から3 人目、特許庁からの初代ご出向者、商標審査官の吉澤さん。右隣、 筆者。筆者右隣、第2号ご出向者、意匠審査官の中村さん。

として、年1回ではありますが、税関として、力を 入れて実施している研修ですので、是非、多くの方々 にご参加いただけたらと存じます。

#### 【最後に】

税関による、円滑なそして適切な知的財産侵害物 品の水際取締りのためには、特許庁等からのご協力 はなくてはならないものであります。なかでも、特 許庁からは、制度のハード面から研修のソフト面ま で、多岐にわたり、税関における水際取締りの強化 につき、ご支援賜っております。

本稿の締めくくりとして、改めまして、税関にお ける知的財産水際取締りに対するご支援につき感謝 申し上げ、引き続きご協力頂きたく存じ上げますと ともに、今後、ますます両組織間の連携が強化され、 知的財産水際取締りの実効性が高まることを願って おります。

特許庁・税関の連携強化のため、小職自身も、日々 の業務を通じて、特許庁に貢献するため業務をさせ て頂きたいと思っておりますと同時に、より多くの 特許庁の方々に、「税関という組織」や「水際取締制 度」を知って頂くことも、小職の務めと思っており ますので、是非ご説明させて頂きたく、お声かけ頂 ければ光栄に存じます。

# **Profile**

大場 麻子(おおば あさこ)

平成18年4月

東京税関入関

平成18年7月~平成20年6月

東京税関成田税関支署(旅具通関担当)

平成20年7月~平成21年6月

東京税関羽田税関支署(旅具通関担当)

平成21年7月~平成24年6月

東京税関調査部(情報担当)

平成24年7月~平成26年6月

東京税関調査部(検察担当)

平成26年7月~平成27年6月

東京税関業務部知的財産調査官(知的財産センター)(情報担当) 平成27年7月~平成28年6月

同上(著作・著作隣接・不正競争・育成者担当)

平成28年7月より特許庁に出向し、現職